

都市計画税が充てられた事業

都市計画税とは、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する経費に充てるために、目的税として課税されるものです。

令和 2 年度の決算額は 1,383,372,230 円で、使途は次のとおりです。

○都市計画税の決算額：1,383,372 千円

○都市計画税内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	市 債	その他	都 市 計画税	その他
街 路 事 業	57,999	2,500	6,000	20,447	17,343	11,709
下 水 道 事 業	2,618,416	163,760	548,500	178,862	1,031,155	696,139
市 街 地 開 発 事 業	719,176	0	401,600	51,087	159,088	107,401
地 方 債 償 還	294,460	0	0	0	175,786	118,674
合 計	3,690,051	166,260	956,100	250,396	1,383,372	933,923